

国土交通省 北陸地方整備局

富山河川国道事務所

Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料

令和7年10月24日 配布:県政記者クラブ

扱い:配布後解禁

特殊車両指導取締り結果

令和7年10月23日(木)10時~12時に国道8号小矢部市の小矢部除雪ステーション にて、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、特殊車両の指導取締りを実施し ました。

取締り結果

対象車両:2台 うち、違反車両:1台

※取締りでは車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し、 特殊車両通行許可証の内容を確認しています。

【特車取締り状況】



道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による 適正な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるように呼びかけてまいります。

お問い合わせ先

■道路管理第一課長 橋本 ·

嘉雄 TEL:076-443-4722 (直通)

FAX: 076-443-4723

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所

TEL: 076-443-4701(代)(夜間•休日) 〒930-8537 富山市奥田新町2番1号

パレットとやま

最新情報

HP https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/

X(旧Twitter) https://x.com/mlit_toyama









YouTube https://youtube.com/@mlit_toyama [事務所HP] [X(旧Twitter)] [YouTube] [Instagram] Instagram https://www.instagram.com/mlit_toyama

X(旧Twitter)等の映像・画像は報道資料として使用可能です。使用においてはクレジット表記をお願いします。

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の 危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最 高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2. 5メートル
長さ		12. 0メートル
高さ		3.8メートル (高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20. 0トン (高速自動車国道および重さ指定道路は25. 0トン)
	軸量	10. 0トン
	隣接軸量	〇隣り合う車軸の軸距が 1.8 メートル未満 18.0 トン
		(ただし、隣り合う車軸の軸距が 1.3 メートル以上、かつ
		隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5トン以下のときは 19トン)
		〇隣り合う車軸の軸距が 1.8 メートル以上 20.0 トン
	輪荷重	5. 0トン
最小回転半径		12. 0メートル



これらの制限値を一つでも超える車両は 「通行許可」または「通行確認」が必要です!

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ HIDO 特車 Q で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ ◆ TEL 0120-161-948



特殊車両通行の手続きは早い・簡単・便利な通行確認制度で!



オンラインシステムは 操作も簡単だし、自動 で経路検索してくれる ので助かります。



√こんな場合に特におすすめ!/



利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- ●リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- ●路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携行が必要な回答書―式の文書量を削減!
- ■スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- ◆ 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!